

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第 39号）（行財政局人事部給与課）

京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会を廃止するとともに、京都市特別職報酬等審議会の担任する事務に、本市の非常勤の職員（地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員並びに同条第1項に規定する委員に限る。）の報酬の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議することを追加することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 39 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2京都市特別職報酬等審議会の項中「並びに」を「、」に改め、「給料の額」の右に「並びに本市の非常勤の職員（地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員並びに同条第1項に規定する委員に限る。）の報酬の額」を加え、同表2京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会の項及び京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会の項を次のように改める。

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8 人 以 内	2 年
-----------------------------------	--	---------	-----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)